

# 告示

## 埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万二千六百二十八平方メートル

（変更後） 一万三千七百四十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 一〇二六台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 一〇九一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 三五四台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 三五四台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 総容量 一四五立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 総容量 一四七立方メートル

### ハ 変更年月日

令和五年九月二十三日外

### ニ 届出年月日

令和五年七月二十四日

### 二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課